

国民健康保険・後期高齢者医療制度 からのお知らせ

【問合わせ】 国保年金課 ☎84-0651

70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が、決められた上限額を超えるような高額となった場合に上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっており、平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が変わります。

平成29年7月まで				平成29年8月から			
適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)			外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円※2〉			57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 〈多数回44,400円※2〉
	課税所得 145万円未満の方※1	12,000円	44,400円			14,000円 [年間上限 14万4,000円]	57,600円 〈多数回44,400円※2〉
住民税非課税	住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円			8,000円	24,600円
	住民税非課税世帯Ⅰ (年金収入80万円以下など)		15,000円				15,000円

※1 課税所得が145万円以上の方のうち、世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や「旧ただし書き所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

国民健康保険ご加入の方へ

70歳～74歳の方

高齢受給者証を郵送します

8月以降に使用する「高齢受給者証」を7月31日までに郵送します。

■新しい受給者証の色 黄色

■有効期限

平成30年7月31日までが有効期限です。

ただし、平成30年7月31日までに75歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日の前日が有効期限になります。

70歳未満の方

限度額適用・標準負担額減額認定証は更新が必要です

8月以降も「限度額適用・標準負担額減額認定証」(認定証)を引続き利用される方は更新の手続きが必要です。ただし、国民健康保険税に滞納がある方は、認定証の更新ができない場合があります。

■手続きに必要なもの

- ◇認定証(有効期限が平成29年7月31日のもの)
- ◇国民健康保険証